

# 新型コロナウイルス感染症に係る 要介護認定について

令和5年8月

# 1. 今までの取り扱いについて

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」(注1)及び「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その4)」(注2)により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から認定調査が困難な場合においては、要介護認定の有効期間について、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できる取扱いとなっています。

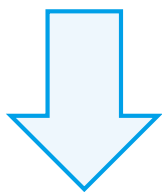
**(注1) 入所している被保険者**への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとします。

**(注2) 入所している被保険者以外の全ての被保険者**について、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとします。

## 2.一方では・・・

認定調査等により現在の被保険者の心身の状況等を勘案して適切に認定を行うことは重要であり、臨時的な取扱いを複数回適用することで、長期間にわたって被保険者の心身の状況等を適正に把握・評価することができない事態が懸念されます。

臨時的な取扱いが終了した直後の1年間は処理すべき更新申請の件数が増大し、市町村における事務量も集中的に増大することが予想されます。

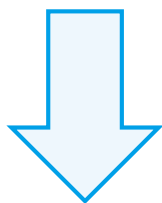


**今後については・・・**

**可能な限り通常取扱いに基づき更新認定を実施していくことが必要です。**

### 3. 今後の取り扱いについて

臨時的な取扱いについては、原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用できることとします。令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常どおり更新認定を実施していただくようお願いいたします。



ただし・・・

各市町村の判断（注3）により、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者について、臨時的な取扱いを適用することは差し支えありません。

（注3）各市町村の判断については、被保険者が属する保険者へ確認をしてください。

## 4. 参考資料について

1. 「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」  
(令和2年2月18日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000598751.pdf>



2. 「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）」  
(令和2年4月7日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000619854.pdf>



3. 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の今後の取扱いについて  
(令和4年10月13日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001000871.pdf>



QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。